

商学研究科修士学位審査に関する取扱要領

中央大学大学院学則第6章第3節、及び中央大学学位規則に基づき、修士論文または特定の課題についての研究の成果（以下、特定課題研究）の審査、及び最終試験について、以下の通り取り扱う。

なお、修士学位の授与決定は、修士論文または特定課題研究の評価、及び最終試験の評価について、それぞれ合格評価以上の判定を受けるとともに、所要の単位修得がなければならない。

1. 修士論文審査について

修士論文の審査は、学位授与方針を踏まえて、以下（1）～（5）の観点について、修士学位を授与するに十分な水準にあるかどうかを審査する。その評価は、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）を合格とし、E（59点以下）を不合格とする。なお、（6）が確認できる場合は、論文として認めないものとする。

（1）テーマ設定に関して

- ・ 問題意識が明確かつ課題設定が適切か
- ・ 問題意識に斬新さがあるか

（2）新規性に関して

- ・ 新たなファクトファインディングがあるか
- ・ 先行研究サーベイをふまえ差別化が行われているか

（3）論理性に関して

- ・ 基本的な用語の概念、分析の枠組みが明確かつ適切か
- ・ 論文全体の論理構成が適切で、明確な結論へと導かれているか

（4）研究方法の適切性に関して

- ・ 研究目的を達成するためにふさわしい研究方法が用いられているか
- ・ 必要な倫理的配慮が行われているか

（5）論文の形式に関して

- ・ 用語や文体、図表や注記の表現は適切か
- ・ 参考文献や資料等の引用方法は適切か

（6）不正行為に関して

- ・ 資料等の捏造、改ざん等の不正な取り扱いをしていないか
- ・ 先行研究の成果等の盗用や作為的な取り扱いをしていないか
- ・ 著作権の侵害がないか

2. 特定課題研究審査について

特定課題研究の審査は、学位授与方針を踏まえて、以下（１）～（６）の観点について、修士学位を授与するに十分な水準にあるかどうかを審査する。その評価は、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）を合格とし、E（59点以下）を不合格とする。なお、（６）が確認できる場合は、研究成果として認めないものとする。

（１）テーマ設定に関して

- ・ 問題意識が明確であるか
- ・ 研究の「問い」が設定されているか

（２）既存研究の調査に関して

- ・ 主要な先行研究を調査しているか
- ・ 主要な先行研究と問題意識が関連付けられているか

（３）論理性に関して

- ・ 基本的な用語や分析の枠組みに誤りがないか
- ・ 特定課題研究全体の論理構成が明確か

（４）研究方法の妥当性に関して

- ・ 研究目的を達成するために適切な研究方法が用いられているか
- ・ 必要な倫理的配慮が行われているか

（５）特定課題研究の形式に関して

- ・ 表紙、要約、本文、参考文献、図表を含めて概ね10頁程度で構成されているか
- ・ 用語や文体、図表や注記の表現は適切か
- ・ 参考文献や資料等の引用方法は適切か

（６）不正行為に関して

- ・ 資料等の捏造、改ざん等の不正な取り扱いをしていないか
- ・ 先行研究の成果等の盗用や作為的な取り扱いをしていないか
- ・ 著作権の侵害がないか

3. 最終試験について

最終試験は、原則として口述試験にて行う。その評価は、学位授与方針を踏まえて、以下（１）～（５）の観点について、修士学位を授与するに十分な水準にあるかどうかを審査する。なお、その評価は、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）を合格とし、E（59点以下）を不合格とする。

（１）修士論文または特定課題研究に関連する知識の有無とその水準

（２）商学各分野に関連する学識の有無とその水準

（３）語学能力の有無とその水準

- (4) 専門的職業に求められる高い倫理観や社会的責任の認識とその水準
- (5) 試問に対して明解かつ論理的に回答しているかどうか

4. 評価結果の取扱いについて

修士論文または特定課題研究の審査結果、及び最終試験の評価結果については、成績原簿、及び成績証明書に記載する。

5. 評価結果に関する問い合わせについて

修士論文または特定課題研究の審査結果、及び最終試験の評価結果に関する問い合わせは、「成績評価問い合わせに関する取扱要領」を準用する。

- 1) 問い合わせは、成績証明書が交付される学位授与式日より起算して2週間以内に「審査結果問い合わせ書」に基づき、自身の審査結果について、問い合わせることができる。なお、不合格者は、修了者発表日から起算する。
- 2) 問い合わせの結果、評価結果に変更が生じたときは、商学研究科委員会において審議・決定する。

6. その他

- 1) この取扱要領に定めのない事項については、商学研究科委員会において審議し、決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱要領は、2022年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の修士論文及び最終試験に評価基準は、2022年度入学生から適用することとし、2021年度入学生はなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱要領は、2024年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱要領は、2025年4月1日から施行する。

以 上